

札幌オリンピックミュージアムシアター更新業務
企画競争提案説明書

令和7年（2025年）5月
札幌市スポーツ局スポーツ部

令和 7 年札幌市告示第 1861 号に基づく企画競争については、札幌市契約規則、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令等に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 告示日

令和 7 年 5 月 1 日（木）

2 契約担当部局（事務局）

〒060 - 0002 札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1 番地 7 ORE 札幌ビル 9 階

札幌市スポーツ局スポーツ部施設課

電話：011-211-3045 FAX：011-211-3046

ホームページアドレス：<https://www.city.sapporo.jp/sports/keiyaku/index.html>

電子メールアドレス：sports-kanri@city.sapporo.jp

3 企画競争に付する事項

(1) 業務名

札幌オリンピックミュージアムシアター更新業務

(2) 業務の背景・目的

札幌オリンピックミュージアム（以下「ミュージアム」という。）は、オリンピック及びパラリンピックの歴史と価値並びに冬季オリンピック等の開催都市としての栄誉と功績を後世に継承するとともに、広くウィンタースポーツに関する興味と理解を深める機会を提供し、もってオリンピック及びパラリンピックの理念を広く伝えるとともに、ウィンタースポーツの普及振興に寄与することを目的に設置された施設である。

ミュージアム 1 階に設置されたウィンタースポーツシアター（以下「シアター」という。）は、一般の来館者に加えて、小中学生向けのオリンピック・パラリンピック教育でも利用されているが、映像・音響機器類の故障や不具合により上映に支障が出ているほか、映像内容が古くなっていることから、これらの更新が必要である。

本業務は、ミュージアムの設置目的が適切に達成されるよう、シアター内の映像・音響機器類の故障や不具合の解消、映像内容の刷新を目的とし、シアター内の映像・音響機器類の更新及び新規映像制作等を行うものである。

(3) 業務の内容

別紙 1 「委託業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで

(5) 履行場所

札幌オリンピックミュージアム

札幌市中央区宮の森 1 2 7 4 番地（大倉山ジャンプ競技場内）

4 予算額（事業規模）

38,728,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記予算額は、あくまで事業規模を示したもので、契約金額の上限額となる予定価格では無いことに留意すること。

5 企画競争参加資格

(1) 本企画競争に参加できる者は、以下のアからウまでの要件を満たすものに限る。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 令和 4 年度～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）（以下「参加資格者名簿」という。）において、業種大分類「役務（一般サービス）」、中分類「映画・ビデオ制作業、放送業」及び「その他サービス業」に登録されている者であること。

ウ 以下の(ア)から(エ)までの要件を満たす者であること。

(ア) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。

(イ) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。

(ウ) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(エ) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること。

- (2) グループ等で応募する場合は、構成員全てが上記(1)アからウまでの要件を満たすものとする。ただし、上記(1)イについては、一部の構成員が参加資格者名簿で中分類「映画・ビデオ制作業、放送業」及び「その他サービス業」のいずれか一方に登録されている場合において、他の構成員が他方の業種に登録されている場合、当該要件を満たしているものとみなす。なお、契約の相手方はグループ等の代表社（者）とし、他の構成員は協力会社（者）となる。

6 参加手続きに関する事項

(1) プロポーザルの日程（予定）

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| ・ 企画提案の公募開始 | 令和 7 年 5 月 1 日（木） |
| ・ 質問書の提出期限 | 令和 7 年 5 月 9 日（金）※ |
| ・ 参加意向申出書、基本情報及び企画提案書等の提出期限 | 令和 7 年 5 月 23 日（金）※ |
| ・ 一次審査（書類審査） | 令和 7 年 5 月 30 日（金）頃 |
| ・ 最終審査（ヒアリング） | 令和 7 年 6 月 6 日（金）頃 |

※ 提出期限については 17 時必着とする。

(2) 企画競争の参加に必要な書類の入手方法

「2 契約担当部局（事務局）」のホームページアドレスにアクセスし、必要な書類のデータをダウンロードすることにより入手すること。

(3) 質問書の提出について

提案説明書、委託業務仕様書その他本企画競争に関する手続きに関して質問がある場合は、(1)に定める提出期限までに質問書（様式 1）を事務局へ持参すること。なお、郵送、FAX 及び電子メールによる提出（提出期限までに必着）も可能とするが、その場合は、提出前に電話により事務局に確認すること（口頭による質問は受け付けない。）。

質問に対する回答は、ホームページ上に掲載する。

(4) 参加意向申出書、基本情報及び企画提案書等の提出について

次のア及びイに掲げる書類について、提出期限（令和 7 年 5 月 23 日）までに事務局へ持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。

ア 様式を定めるもの

- ・ 参加意向申出書（様式 2）
- ・ 基本情報（様式 3）
- ・ 過去の展示業務実績（様式 4－1）

- ・ 過去の展示業務実績（具体例）（様式４－２）
- ・ 業務推進体制（様式５）
- ・ 予定技術者の経歴（様式６）
- ・ 工程計画（様式７）
- ・ 見積書（様式８）

企画提案内容を設計、制作及び設置するための費用について見積もること。

見積書に記載する金額は、見積者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。

イ 様式を定めないもの

- ・ 企画提案書

シアター更新の考え方と内容を A4 判 20 枚以内（片面印刷とし、上記アに掲げる提出書類は含まない。）で作成すること。なお、企画提案書の作成にあたっては次の①及び②の内容を明記すること。

① コンセプトや意図・狙い

② 想定される映像・音響機器類（上映制御システムを含む。）及び新規映像コンテンツの内容

(5) 提出部数について

上記(4)アに掲げる参加意向申出書及び基本情報を 1 部、その他の提出書類を 10 部提出すること。併せて電子媒体（CD-R 等）に保存（ファイル形式はワード、エクセル、パワーポイント、PDF 形式に限る。）し、提出すること。

7 評価項目と評価基準

別紙２「評価項目及び評価基準表」のとおり

8 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「札幌オリンピックミュージアムシアター更新業務に係る企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）の審査において、最も優れた企画提案者（以下「入選者」という。）を選定する。

なお、評価の方法は、別紙２「評価項目及び評価基準表」により総合的に評価する。

(1) 一次審査

- ・ 提出書類による書類審査を行う。

- ・ 一次審査通過の企画提案は5件までとする。
- ・ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。
- ・ 応募件数が5件以下の場合は一次審査を省略し、提出者全員に別途連絡する。

(2) 最終審査

- ・ 一次審査を通過した企画提案者に対し、ヒアリングによる審査を実施する。
- ・ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- ・ ヒアリングは1社（者）約30分（説明20分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。（一次審査の通過数により、1社（者）あたりのヒアリング時間は変わる可能性がある。）
- ・ 説明については、企画提案書に基づき作成した補足資料や映像等をモニターに映して行うことも可能とする。
- ・ 最低基準点は、実施委員会各委員の持ち点（120点）を合算した値（満点）の6割とし、これを超えた者のうち最も点数の高い企画提案者を入選者とする。
- ・ 別紙2に基づく採点が同点の場合は、評価項目「企画提案内容」の評価による点数（以下「評価点」という。）が最も高い企画提案者を入選者として選定する。「企画提案内容」の評価点が同点の場合は、「(1) コンセプトに係る提案（映像・音響機器類更新）②」と「(2) コンセプトに係る提案（新規映像制作）⑦」の評価点を合算した値が最も高い企画提案者を入選者として選定する。「(1) コンセプトに係る提案（映像・音響機器類更新）②」と「(2) コンセプトに係る提案（新規映像制作）⑦」の評価点を合算した値が同じ場合は、実施委員会の協議により選定する。
- ・ 有効な企画提案を提出した企画提案者が1社（者）であった場合には、最終審査の結果、評価点（合算値）が最低基準点を超えている場合にのみ、当該企画提案者を入選者として選定する。
- ・ ヒアリングの日時、場所等の詳細については、対象者へ別途通知する。

(3) 選定結果の通知方法

選定の結果は、最終審査を行った企画提案者各々に対して文書により通知する。

9 疑義の申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条各号に掲げる休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことがで

きる。

10 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 本説明書に示した参加資格のない者、企画提案に関する条件に違反した者その他札幌市契約規則第 11 条第 2 号（押印部分を除く。）及び第 4 号から第 7 号までの規定（この場合「入札書」とあるのは「提案書類」と、「入札」とあるのは「提案」と読み替える。）のいずれかに該当する者
- (2) 積算額（参考見積額）が「4 予算額（事業規模）」に示す額を超える提案をした者
- (3) ヒアリングに出席しなかった者
- (4) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (5) 本説明書に定める手続以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (6) 本企画競争の手続期間中に「5 企画競争参加資格」を満たさなくなった者
- (7) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本説明書及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (8) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (9) その他、本説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

11 企画提案の取扱い

- (1) 提出された提案書類は、本企画競争における契約候補者の選定作業のほか、契約手続及び業務履行の際の確認作業（随意契約の相手方のものに限る。）以外の目的では使用しない。
- (2) 提案に関する評価結果を除き、提出された提案書類その他本企画競争の実施に伴い提出された書類については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例に基づく公開請求や情報提供の依頼等があったときは、非公開情報を除いて、公開・提供する場合がある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案及びヒアリングに対す

る説明に用いた補足資料等を札幌市が利用（必要な改編を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、出演者の肖像権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

12 契約手続き

「8 企画提案の審査」に基づき入選者を決定したときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の手続きを次のとおり行う。

(1) 入選者との協議

本企画競争に係る役務の調達に関する詳細（業務仕様書の策定等）について協議を行う。なお、協議によっては、採用した提案内容のうち評価対象項目以外で企画競争の実質を損なわない範囲において、提案内容を変更することがある。

(2) 見積書の提出

上記(1)の協議成立後、所定の随意契約手続きを経たうえで入選者に対し、当該役務の調達に係る正式な見積書の提出を依頼する。

(3) 契約の締結

上記(2)に基づき提出された見積書が、別途定める予定価格（契約金額の上限額）の制限の範囲内の見積額の提示があったときに、所定の手続きを経たうえで契約書を取り交わす。

(4) 役務契約に係る標準契約約款

別添参照

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額（免除規定を適用する場合有り）

13 その他留意事項

(1) 本企画提案に係る一切の費用については提案者の負担とする。

- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (3) 業務推進体制に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (5) 提案者は、提案後、図面、設計図書、仕様概要及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。